

奈良県告示第二百二十三号

平成十六年三月奈良県告示第六百六十一号（かいの指定）の一部を次のように改正し、
令和三年十二月二十日から施行する。

令和三年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

「（内吉野保健所を除く。）」を削る。